

特装車メンテナンスニュース

ダンプ編

No. 60 2025・9



ダンプ車の定期自主点検でトラブルを未然に防止!!

日々ダメージを受けている駆動部・可動部・油圧装置・作動油

「ダンプ車は毎日の積載物（土砂等）運搬・荷降ろし作業にて高い負荷が掛っております」

- ・駆動装置・可動部・作動油等は日々ダメージを受け気付かないうちに部品の摩耗・カジリ・焼付きや作動油の劣化による重大な故障の原因となる可能性があります。
- ・ダンプ車を快適に使用するためには、定期自主点検で装置の状態を把握し、定期的に作動油・油圧ホース等の消耗部品交換および各部（セレクトコントロール関係）の調整が必要です。

※過積載は道路交通法により禁止されています。

過積載はダンプ装置だけではなく、車両にも無理な荷重が掛り、重大な故障や事故の原因となります。

■ダンプ車を安全かつ快適に使用するため、定期自主点検に加え「メーカー推奨点検」を実施しましょう。

《日常点検・定期点検整備・消耗部品交換を怠ると大変危険です》

★劣化した作動油を使い続けると、油圧装置（油圧ポンプ・油圧シリンダ等）の油漏れ・カジリ・焼付き・破損等の原因となります。

★給脂「グリスアップ」をしない状態で使い続けると駆動装置・可動部からの異音や摩耗・カジリ・錆び・固着等により破損の原因となります。

★各部（可動部・油圧ホース・セレクトコントロール部・ヒンジフックストッパー部・開閉装置等）のガタ・緩み・損傷等の点検を怠ると作動不良や破損の原因となります。

こんな事になる！



【正常な状態】

高回転、過荷重で使い続けると



【ポンプ内面にキズ】



【正常な状態】

点検、給脂不足で使い続けると



【固着・カジリ・摺動不良】

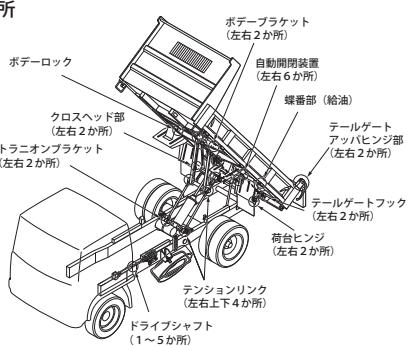
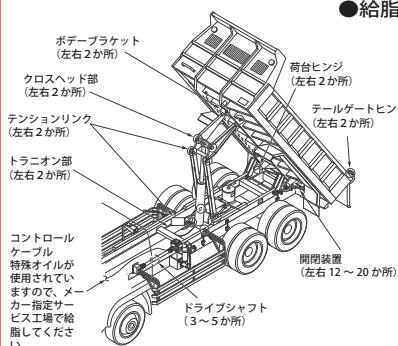
重要

毎日を安全・快適に使用して頂くためのチェック！

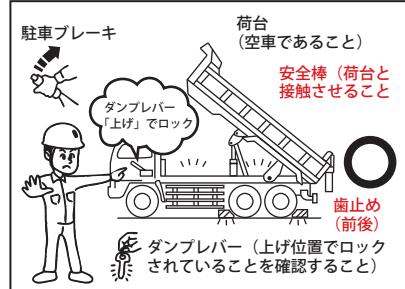
重要

- 1日のお仕事の前には必ず作業前に「始業点検」をおこなってください。
- 毎週1回またはダンプ回数100回と洗車後は必ず各部の給脂（グリスアップ）をおこなってください。
- アスファルト等、高温の積載物を運搬する車両は、熱によるグリス変質の恐れがあるため、毎週1回又は都度グリスアップしてください。
- 作動油は1年毎またはダンプ回数2000回で交換ねがいます。（作動油汚れ・不足していないか確認ねがいます）
- その他、各部の油漏れ・異音・損傷・ガタ・緩みが無いか点検ねがいます。

●給脂箇所



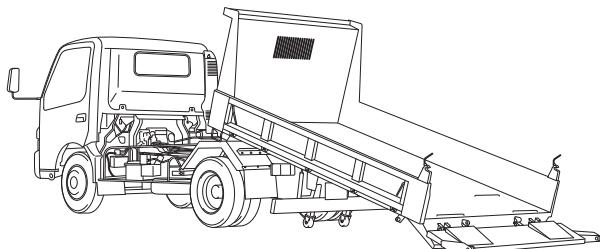
●荷台上昇時の保守点検



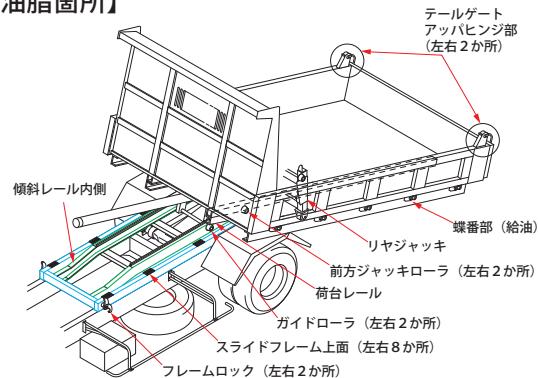
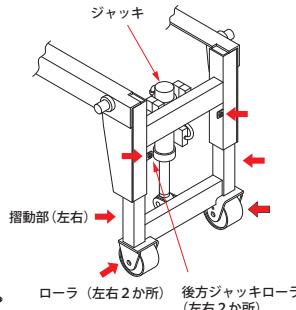
ローダ (スライド) ダンプ・トレーラダンプ点検のポイント

【ローダ (スライド)】の給脂

給脂不足によりスライド不良が起こりうる可能性がありますので、各ローラやスライドフレーム等、回転及び摺動部分の定期的なグリスアップが必要です。



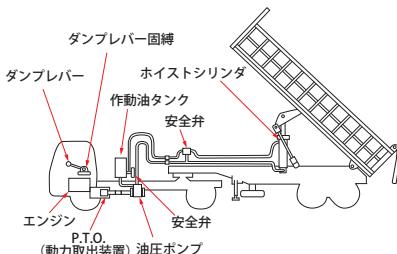
【ローダ (スライド) の給油脂箇所】



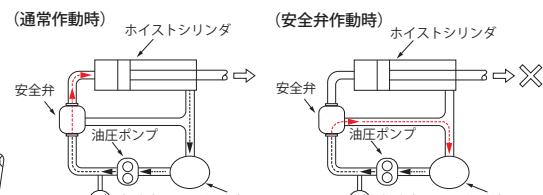
【トレーラ (トラクタ) 油圧装置】

一般的なダンプと異なり、油圧回路に安全弁を取り付けていますので、最大積載量以上積むと安全弁が作動し、ダンプしなくなることがあります。安全弁の作用によりホイストシリンダ側へ作動油は流れずタンクへ戻ります。これにより、過負荷時のダンプ動作ができなくなり、ダンプ装置およびシャシの損傷を防止する働きがあります。

【油圧装置の各部名称】



【安全弁の働き】



■安全弁の調整はできません

安全弁は適切な圧力設定(封印)で出荷しておりますので、絶対に触れないでください。

自重計の定期点検は法律で義務付けされています

車両総重量8トン以上又は、最大積載量5トン以上の大型ダンプ車等（土砂等を運搬する大型自動車）の『自重計』は定期点検を1年に1回受ける必要があります。

定期点検および故障の際は指定の修理事業者等に点検または修理をご依頼ください。

- ① 使用者は、自重計について計量法上の修理事業者等による点検等を受け、技術基準に適応するとの認められた日から1年毎に、同法上の修理事業者等の行う点検を受ける必要があります。
- ② 使用者は、計量法上の修理事業者等が発行する自重計技術基準適合証をそのダンプトラックに備え付けなければなりません。（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置、法第6条）
- ③ 自重計の封印および調整ねじは、指定の修理事業者以外さわることは出来ません。



特装車の点検は車体工業会の「架装物安全点検制度」で！！

架装物安全点検制度ステッカー

※ 新車時『点検制度適用車』ステッカー



品質保証付き

※ 点検時『架装物年次点検【済】』ステッカー

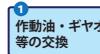


2025年(黄緑色)

2026年(黄色)

2027年(水色)

『定期自主点検のときは必ず次のメンテナンスを実施しましょう』



★ どんな点検を行うのか

架装物の点検は各メーカーごとに定められた点検項目に基づき実施し、結果を点検整備記録簿に記録しなければなりません。



★ 点検の記録は

点検結果は所定の定期点検整備記録簿『チェックリスト』に点検内容を記録し3年間保管しましょう。



★ 異常が有った場合は

点検の結果、異常・不具合が見つかった場合は正常な状態に復旧させるため必要な修理や部品交換を行いましょう。



★ 定期自主点検済み車両には

メーカー指定サービス工場で定期自主点検を実施した車両には、車体工業会発行の架装物年次点検【済】ステッカーを貼付いたします。



特装車両の安全・安心は純正部品で機械も健康



一般社団法人 日本自動車車体工業会 特装部会 サービス委員会